

令和6(2024)年度 高等学校等就学支援金受給資格の申請について（お知らせ）

令和6年7月分から令和7年3月分までの就学支援金の受給資格について申請をしていただくための書類をお渡しします。（※1年生が入学後に提出した申請書類は、令和6年4月から6月分についての申請でした。）

同封の「高等学校等就学支援金 収入状況届出書（様式第1号（その1））」について、記入例をよく読んで作成の上、お渡しした封筒に入れて、期日までに学級担任へ提出してください。

提出期限； 令和6年6月21日（金）

提出先； 学級担任

既にマイナンバーを登録してくださっている方、これから課税証明書を提出される方にかかわらず、必ず税の申告をしていただきますようお願いいたします。扶養控除対象配偶者の方も、市役所や市民コーナー窓口で0円等の申告だけでも無料（証明書を発行すると有料です）で行えますので、スムーズな認定のためにもご協力ください。

就学支援金を希望されない場合は、「意向確認書」の提出が必要です。お手数おかけしまして誠に恐縮ですが、意向確認書を事務室窓口でお受け取りの上、記入し提出してください。

なお、課税証明書で申請される方は、申請書の様式が異なります。恐れ入りますが、事務室窓口へお申し出いただき、用紙をお受け取りの上、作成し課税証明書と一緒に提出してください。 ～（裏面へ続く）～

過去にマイナンバーを提出されている方については、マイナンバー提出用の台紙を同封していません。

また、前回の申請後、住所や姓、親権者の数に変更があった場合は、枠外にその旨メモしてお知らせください。ひとり親であることや生徒を扶養していることの確認ができないと就学支援金の受給認定ができませんので、ご注意ください。

― 書類作成上の注意事項 ―

注意1) 消せるペンの使用不可。

注意2) 課税証明書は、令和6年分が必要です。

注意3) 水色の封筒は在校中3年間使用します。提出の際、学校へ返却してください。

令和6年6月

県立東播工業高校 事務室

高等学校等就学支援金の手続きについて

- 授業料を負担していただくかどうかを決定する大切な手続きです。
- 申請を希望されない方も含め、全員書類提出が必要です。
- 判定基準（おおよその目安年収910～1090万円程度。扶養控除対象者等により異なる）

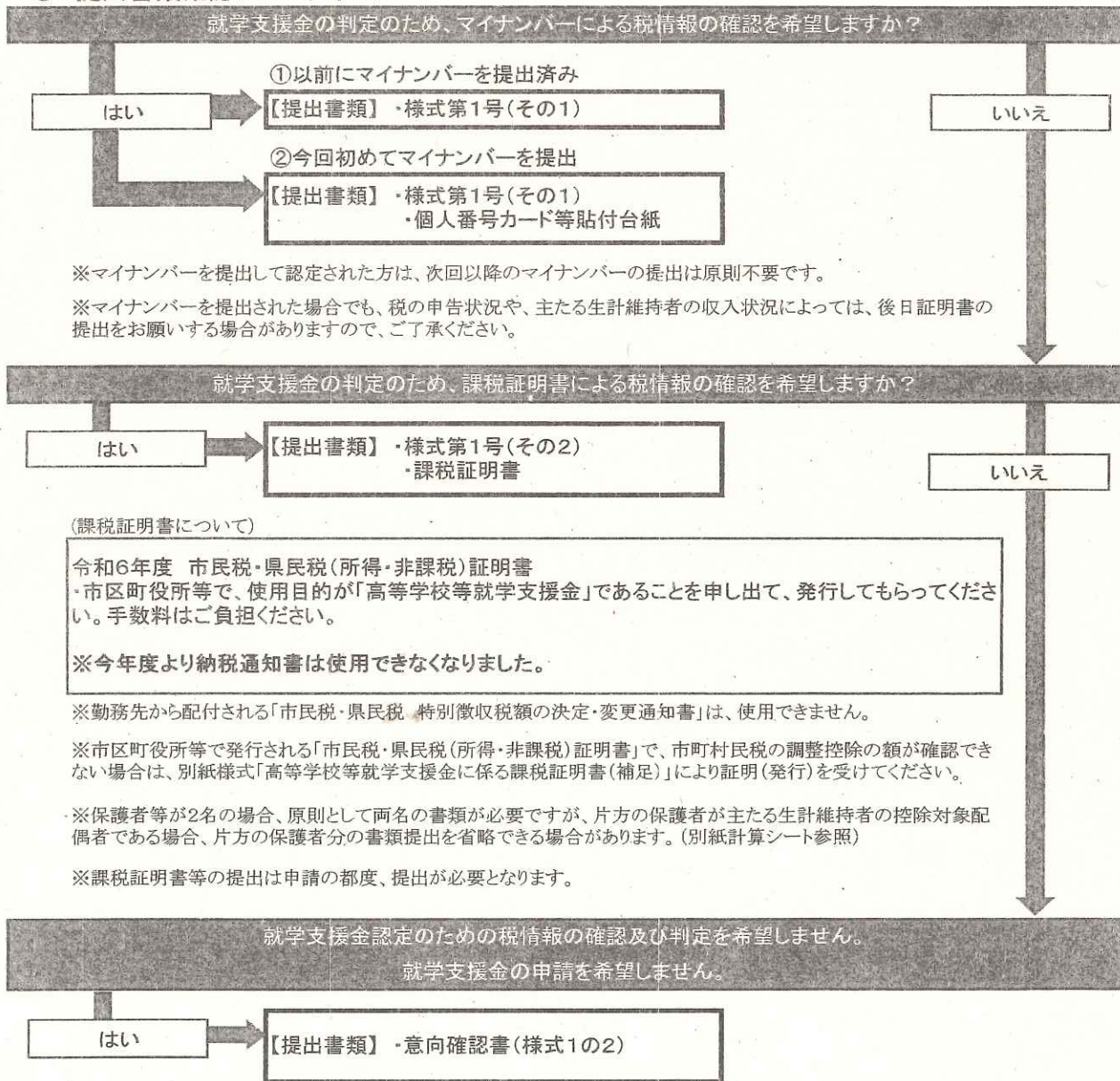
市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額 < 304,200円

※政令指定都市の場合は、市町村民税の調整控除の額に3/4を乗じて計算

※保護者等が2名の場合、2名分の合計額により判定

- 注1 提出期限を過ぎて書類提出される場合、授業料を納付していただく月が生じる場合があります。
- 注2 過去にさかのぼった申請を行うことはできません。申請があった月又はその翌月からの認定となります。
- 注3 就学支援金の審査期間中、経済的な事情により授業料の納付が困難な場合は、徴収猶予を受けられる場合がありますので、学校事務室までご相談ください。
- 注4 算定基準額を超えているものの、やむを得ない理由により収入が著しく減少した場合に、就学支援金家計急変支援制度を利用できる場合があります。（別途申請書類が必要です。事務室までご相談ください）

○ 提出書類確認フローチャート



※授業料をご負担いただきます。(年額 全日制118,800円、定時制32,400円)

※税の更正により受給資格を満たすこととなった場合は、更正通知書を受け取った翌日から15日以内に申請を行った時は、過去にさかのぼって申請があったものとみなすことができますが、15日を超えて申請した場合は、申請があった月又は翌月からの認定となります。

高等学校等就学支援金制度について

1 概要

- 国が高校の授業料を負担する制度で、全国の約8割の生徒が利用しています。
- 国から学校設置者に対して支給され、申請者への現金支給はありません。
- 申請されない場合は、授業料を納付していただくこととなります。
- 授業料以外の諸会費については別途納入が必要です。
(学校への納入金が全額免除となるわけではありません。)

2 受給資格 ※以下のすべてにあてはまる方

- (1) 平成26年4月1日以降に県立高等学校に入学していること(専攻科を除く)
- (2) 生徒本人が国内に住所を有していること
- (3) 高等学校等を卒業又は修了していないこと
- (4) 高等学校等の在学期間が通算で36月(定時制・通信制は48月)を超えていないこと
(以前に在籍していた学校の在学期間も含まれます。)
- (5) 保護者等について、以下の計算式により計算した額が30万4,200円未満の方
(年収目安: 4人世帯で約910万円未満)

【算定基準額】 $(\text{市町村民税の課税標準額} \times 6\% - (\text{市町村民税の調整控除の額}))$

3 支給額 ※国から学校設置者へ交付され、授業料に直接充当されます

区分	金額
全日制課程	年額 118,800円 (1ヶ月あたり 9,900円)
定時制課程	年額 32,400円 (1ヶ月あたり 2,700円)
通信制課程	1単位につき 310円

4 申請時期・方法

入学時、及び6月頃に在籍する学校から案内があります。
提出期限に遅れないよう書類を提出してください。

5 その他 ※詳しくは在籍する学校へお問い合わせください

- (1) 平成22年度から25年度までの間に入学した場合は、授業料不徴収制度の対象となり、授業料は無償です。(手続き不要)
- (2) 高等学校等の在学期間が通算で36月(定時制・通信制は48月)を超過する場合は、別途、上限12月(定時制・通信制は24月)の授業料等支援制度があります。
- (3) 算定基準額を超えているものの、やむを得ない理由により収入が著しく減少した場合に、就学支援金家計急変支援制度を利用できる場合があります。
- (4) 就学支援金とは別に、保護者等の都道府県民税及び市町村民税の所得割額が非課税(0円)の場合、授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金制度があります。
- (5) 専攻科の生徒に対しては、別途授業料の支援制度があります。

就学支援金に関する自動応答システム
(AIチャットボット)はこちら →
<https://hyogo-shuugaku.cbx.ai/>
制度のご不明な点について、自動でお答えします。

